

# 仕 様 書

## 1 件 名

救急救命東京研修所 音響システム更新工事

## 2 場 所

東京都八王子市南大沢四丁目 5 番地

救急救命東京研修所

## 3 工事期間

契約日から 令和3年12月24日（金） までの間。

ただし、第三視聴覚室及び普通教室第5・第6については、契約日から 令和3年6月30日（水） までの間とする。

なお、詳細の工事日・工事期間は、救急救命研修所（以下「研修所」という。）の業務及び研修に支障を来さぬよう、事前に担当課と協議すること。

## 4 調達・工事内容（別添「納入機器一覧表」「システム系統図」「工事図」参照）

研修所内の視聴覚教室、普通教室、実習室、エルスタホール、体育館に設置されている音響システムの更新工事。

- (1) 視聴覚教室3部屋、普通教室3部屋、実習室2部屋、エルスタホール1部屋、体育館1部屋の計10部屋を工事対象とする。
- (2) ワイヤレスシステム、映像、音響機器の更新を主とし、既存のシステムとの連動機能を有し、使用者が容易に操作できるシステムとすること。また、ワイヤレスシステム、映像、音響機器は、デジタルに対応した製品を選定すること。
- (3) 機器の入れ替えに伴い、既存AMXの制御、タッチパネル画面を変更すること。
- (4) デジタル機器に対応したケーブルの配線を布設すること。
- (5) 映像機器の選定について、HDMIはHDCP（カメラは除く）に対応した製品を選定すること。
- (6) 音響機器の選定について、ミキサーやプロセッサはエコーキャンセラー機能を有すること（体育館を除く）。
- (7) 視聴覚教室から普通教室への授業内容の配信及び普通教室から視聴覚教室への映像・音声配信を各々可能とすること。

なお、上記の配信については、既存映像機器及び部屋間の既存LANケーブル、HDMI送受信器を使用すること。

- (8) 将来的に会議システム（ZOOM等）を利用して、外部や東京研修所内の部屋をネットワークで接続し、遠隔地でも会議や授業を実施できるように映像及び音響システムを構築すること。
- (9) 全室NTIとSMARTを使用した音響調整を実施すること。
- (10) 騒音等により授業の妨げにならないよう、事前に担当課と工事日程を調整し、各部屋の工事を実施すること。
- (11) 工事終了後は、施工区分及び吊物・照明・舞台機構装置一式を一括で保守契約できること。
- (12) 生産完了品や在庫が無い機器がある場合は、同等品以上の機器を選定すること。

## 5 作業条件

- (1) 作業時間は、原則として8：30～17：00とする（時間延長は別途協議）。
- (2) 工事開始前に再下請負通知書、作業員名簿、工程表を提出し、担当課と協議すること。
- (3) 在来部分、施工済み部分等で、汚損又は損傷のおそれのあるものは、適正な養生を行うこと。
- (4) 新設・既設機器のうち、工事の際に保管が必要となるもので、研修所が認める最小限の機器については、研修所内に保管可能とする（適正な養生を行うこと）。
- (5) 廃棄物の処理に当たっては、法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (6) 工事中は安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は、速やかに担当課に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (7) トイレは使用可能、電気及び水道は支給とする。
- (8) 工事について、入札者は下記の建築業許可を受けた会社に限る。
  - ・電気工事業
  - ・電気通信工事業
  - ・機械器具設置工事業

## 6 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に担当課の検査を受けること（工事後、外観点検及び操作試験を行うこと）。
- (2) 工事施工業者は、工事記録（不可視箇所については写真撮影）、工事完了届出書、保証書等の各種書類を作成し、担当課に提出すること。

7 瑕疵担保責任

工事施工後 1 年間、不良等が認められる場合は、原則として担当課からの連絡後、翌営業日以内に、その不良箇所の点検を行い、修理に着手すること、その際の修理は無償にて行うこと。

8 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で翌月末までに支払う。

9 その他

この仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合は、すみやかに担当課の指示を受けること。

10 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目 5 番地

救急救命東京研修所 総務部総務課

担当：森脇、小沢 TEL 042-675-9945 FAX 042-677-9955